

○杏林学園役員等報酬規程

制定 令和 元年 12月 6日

改正 令和 4年 3月25日 令和 7年 3月28日

（目的）

第1条 この規程は、杏林学園の役員等の報酬について定める。

（役員報酬）

第2条 役員報酬は、次の各号のとおりとする。

（1）役員手当

区 分	月 額
理事手当	120,000円
監事手当	120,000円

イ 理事長が理事を専任の職務とする場合、その報酬は、年俸2,500万円以上3,000万円以下とする。

ロ 理事長が理事と専任教授の職を兼務する場合は、専任教授の賃金及び理事長手当としての総額報酬は、年俸2,500万円以上3,000万円以下とする。

ハ 副理事長が理事と専任教授の職を兼務する場合は、専任教授の賃金及び副理事長手当として月額50万円を支給する。

ニ 理事が理事の職を専任の職務として常勤する場合、その報酬は、年俸1,000万円以上2,500万円以下とする。

ホ 常勤監事の手当は月額250,000円以上400,000円以下とし、第2条第1項に加算して支給する。

（2）退職金

役員が退任又は死亡したときは退職金を支給する。

イ 退職金は、1任期ごとに支給する。ただし、重任の場合にはその任期を終えたときに支給する。

ロ 支給額は、1任期の場合は月額2万円とし役員就任期間中の月数を乗じた額とし、重任者については月額3万円とする。

ハ 月の途中で就任又は退任したときの月数計算は次条による。

ニ 退職金は、役員就任期間中とくに功績があったと認められる場合はその都度、評議員会の意見を聞いて理事会で決定し第2条第2項ロに加給する。

（3）役員は、会議に出席した日、1日につき10,000円を支給する。交通費は別途支給する。

（月の途中で就任又は退任したときの取扱い）

第1類（杏林学園役員等報酬規程）

第3条 役員が月の途中で就任又は退任した場合は、その月は1か月として計算する。
死亡の場合における遺族の受給者の順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

（顧問等の報酬）

第4条 顧問及び参与に手当を支給する。その額は理事長が定める。

（評議員の報酬）

第5条 評議員の報酬は、評議員会その他会議等に出席した日、1日につき10,000円を支給する。交通費は別途支給する。

（適用不明の場合の取扱い）

第6条 上記各条に適用し難い事項については、理事会の議を経て理事長が定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。